簡易 SOC サービス利用規約

この「簡易 SOC サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、スターティア株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、Acronis International GmbH（以下「Acronis」といいます。）製 EDR（以下「本 EDR」といいます。）プラットフォームの運用代行サービス（以下「本サービス」といいます。）提供に係る契約（以下「本契約」といいます。）に適用される契約条件を定めます。お申込者は、本規約に同意の上、本サービスを申し込みます。

第 1 条（本規約の改定）

当社は、当社のホームページに 1 か月以上前に告知することで、本規約を変更することができます。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本規約を変更することができます。

第 2 条（本サービスに係る契約の申込方法）

1. お申込者及び当社は、電子契約システムを利用する方法又はお申込者が当社所定の申込書を当社に提出する方法で、本契約を締結することができます。
2. 当社は、審査の結果、お申込者からの本契約の申込みをお受けできないことがあります。
3. 当社が、お申込者からの契約の申込みを承諾したことをもって、本契約の成立とします。
4. 本契約の成立により、お申込者は本サービスを当社に委託し、当社はこれを受託します。

第 3 条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。
   (1) お申込者が利用する本 EDR がネットワーク遮断を要する程度の又はこれと同等の重大なインシデント発生を検知した場合、お申込者に本 EDR からのメール通知又は当社所定の方法で通知すること。
   (2) 本 EDR の機能によりネットワークから隔離されたお申込者の PC 端末を、お申込者の依頼に基づき、本 EDR の管理プラットフォームを操作して手動でネットワーク遮断解除作業を代行すること。
2. 本 EDR によるログモニタリング及びアラートメール発信は、24 時間 365 日自動的に稼働しています。ただし、本サービスに基づく当社からお申込者に対するメール以外の方法での通知及び PC 端末のネットワーク遮断解除の対応時間は、平日（当社営業日に限ります。）の 9 時から 18 時までに限られます。
3. 本サービスの内容は、第 1 項に規定された内容に限られます。以下の各号については本サービスの範囲に含まれません。
   (1) インシデントの原因調査（フォレンジック）
   (2) ウイルス駆除、OS の修復、データの復旧作業
   (3) ネットワーク遮断解除に関する安全性評価

(4) 本 EDR が検知しきれない潜在的な脅威の有無の確認
(5) その他、第 1 項各号に明示しない一切の業務

4. ネットワーク遮断解除作業は、本 EDR の管理プラットフォーム上でネットワーク遮断解除のステータスが表示されたことをもって完了とします。その後の通信の疎通については、お申込者が自ら確認する必要があります。
5. ネットワーク遮断解除作業は、お申込者の個別の指示に基づき当社が管理画面の操作を代行する業務に限定されます。当社は、ネットワーク遮断解除の是非、タイミング及び解除後の端末の安全性について、何ら判断、保証又は推奨するものではありません。

第 4 条（お申込者の役割）

1. お申込者は、Acronis が別途定める「Acronis ソフトウェアライセンス契約」（URL：https://www.acronis.com/ja/support/eula/）及び「アクロニス顧客個人情報保護方針」（URL：https://www.acronis.com/ja/company/privacy/）に同意のうえ、これらに従って本サービスを利用します。
2. お申込者は、あらかじめ問題のあるファイルの削除又はプログラムのアンインストール等、ネットワーク遮断解除後の安全確保を自ら行ったうえで、当社所定の連絡先宛に、ネットワーク遮断解除作業を依頼します。
3. お申込者は、ネットワーク遮断された端末について、マルウェア等による被害拡大のリスクを軽減するため、端末の初期化が推奨されることを確認し、自らの判断で、必要に応じて初期化等の措置を講じます。
4. お申込者は、本サービスにデータのバックアップが含まれないことを理解し、本サービスの対象となる PC 端末について、自らの責任でデータのバックアップ等の措置を講じるものとします。
5. 当社は、お申込者から第 2 項の指示を受けた場合、遅滞なく、ネットワーク遮断解除作業を実施します。

第 5 条（支払い）

1. お申込者は、本サービスの月額費用として、本サービスの対象となる本 EDR インストール済 PC 端末 1 台ごとに、申込書に定める金額を当社に支払います。ただし、当社とビジ助会員の契約を締結しているお申込者については、PC 端末 5 台までの月額費用はビジ助月額会費に含まれるものとし、6 台目以降について本サービスの月額費用を支払うものとします。
2. 月額料金の課金開始日は、本サービス提供開始日が属する月の翌月 1 日とします。
3. 当社は、月額費用の発生月の翌月 10 日頃までに、月額費用の請求書をお申込者に発行します。
4. お申込者は、原則として、月額費用の発生月の翌々月 5 日（金融機関の休日の場合は、翌営業日）に、口座引落しにより月額費用を支払います。
5. 会員は、本サービスを利用しない場合においても、退会手続が完了するまでの間に発生した月額費用を当社に支払います。

第 6 条（再委託）

1. 当社は、本サービスに基づく業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」といいます。）に再委

託することができるものとします。

2. 当社は、本規約における当社の義務と同等の義務を再委託先に対して課すものとし、再委託先がこれに違反したときは、再委託先の行為につき、本規約に定める範囲で責任を負います。

第 7 条（権利義務の譲渡禁止）

お申込者は、当社の事前の書面による承諾なしに本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供することができません。

第 8 条（秘密保持）

1. お申込者及び当社は、本契約の履行により知り得た、相手方の技術上又は営業上その他業務上の有用な情報（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用してはなりません。ただし、次の各号に定めるものについてはこの限りではありません。
   (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
   (2) 開示を受けた際、既に公知となっていた情報
   (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
   (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
   (5) 相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
2. 前項の規定にかかわらず、お申込者及び当社は、次の各号に掲げる場合に、秘密情報を必要な範囲内で開示することができます。
   (1) 弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示する場合
   (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合
   (3) 各当事者が本契約と同等の秘密保持義務を課した上で、各当事者の関係会社に対して、開示が必要とされる秘密情報を開示する場合
3. お申込者及び当社は、本契約の履行のために必要な範囲に限り、秘密情報を複製することができます。この場合、当該複製物も秘密情報として取り扱うものとします。
4. お申込者又は当社が、本契約の履行を第三者に委託するときは、当該再委託先に本契約と同等の秘密保持義務を課した上で、本契約の履行に必要な範囲に限り、秘密情報を開示することができるものとします。秘密情報を開示した当事者は、再委託先を適正に管理監督します。
5. お申込者及び当社は、秘密情報のへの不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用、毀損等の事故が発生した場合、相手方に速やかに報告しなければなりません。相手方から秘密情報の取扱状況及び管理体制に関し報告を求められたときも同様とします。
6. お申込者及び当社は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報を廃棄、若しくは返却しなければなりません。
7. お申込者及び当社は、自社の役員及び従業員から「秘密情報の取り扱いに関する宣誓書」を取得するなどして、その在任中・在職中はもとより、退任後・退職後においても秘密情報を第三者に開示、漏洩させないよう義務付けるものとします。

8. お申込者及び当社は、相手方に対して事前に書面による通知を行うことにより、相手方の営業時間中に業務に支障が生じないように事業所に立ち入り、秘密情報の取扱状況及び管理体制を検査することができるものとします。

第 9 条（お申込者情報の取扱い）

1. 第 8 条（秘密保持）第 1 項の規定にかかわらず、当社は、本サービス提供の過程において知り得たお申込者のシステムに関する情報を、当該お申込者自身のシステム環境・オフィス環境の改善につながる機器・サービスのご提案のために利用することができます。ただし、当社は当該情報をお申込者へのご提案及び本サービスの提供目的以外に利用しないものとし、当該情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 当社は、お申込者からのお問い合わせ・依頼内容の正確な把握、及び当社のサービス品質向上のため、利用者との通話内容を録音することがあります。当社は、当該録音データを、当社の個人情報保護方針（URL:https://www.startia.co.jp/privacy/）に基づいて適正に取り扱います。お申込者は、本項に定める通話内容の録音・保存・取扱いにあらかじめ同意します。

第 10 条（不可抗力）

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、落雷、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、輸送機関の事故、通信回線の障害、停電、エネルギーの供給統制、サイバー攻撃、仕入先の倒産、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除きます。）の債務不履行、履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負いません。

第 11 条（通知義務）

1. お申込者は、以下の各号のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を提出するものとします。
   (1) お申込者の住所、氏名、商号又は名称、代表者等を変更したとき
   (2) お申込者の電話番号、電子メールアドレス又はその他お申込者の連絡先に変更があったとき
   (3) お申込者が合併、分割、減資、又は事業譲渡をしたとき
   (4) お申込者の事業内容が著しく変動するか、もしくは変動するおそれがあるとき
2. お申込者は、前項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して異議を申し立てることができません。

第 12 条（免責）

1. 当社は、本サービスの提供により、インシデントが完全に解消されること、第三者からの不正アクセス及びウイルス感染を完全に防止することを保証するものではありません。
2. 当社が本サービスの提供に伴いお申込者に提供する情報又は助言は、本 EDR の解析結果に基づく参考情報の提供に留まり、当該情報の正確性及び当該情報に基づきお申込者が行った結果を保証するものではありません。

3. 当社は、インシデント発生から本 EDR によるメール送信又は当社によるネットワーク遮断解除作業までの時間差によって生じた一切の損害について責任を負わないものとします。
4. お申込者は、本 EDR の機能によりネットワークから遮断されたお申込者の PC 端末について、ネットワーク遮断解除まで一時的に利用不能となることをあらかじめ確認します。また、当該一時的利用不能に起因してお申込者又は第三者に生じた損害（業務の中断、逸失利益、データの損失等を含みますがこれらに限られません。）について、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、お申込者の PC 端末がウイルス等に感染した場合、当該端末の初期化を推奨する場合がありますが、初期化によるデータ消失の責任は負わないものとします。
6. 当社は、お申込者の指示に基づきネットワーク遮断解除作業を行った結果（当該端末を起点としてウイルス感染が拡大し、又はサイバー攻撃等の二次被害が発生した場合を含むがこれに限られません。）について、一切の責任を負わないものとします。
7. 当社の技術者がネットワーク遮断解除作業を行い、お申込者の物品又はデータを滅失若しくは棄損させた場合、当社はその損害について免責されるものとします。

第 13 条（損害賠償）

1. 当社が本契約に関連してお申込者に対して負担する損害賠償責任は、当社の責めに帰すべき事由によりお申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとします。当社は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害、派生的損害及び付随的損害については、一切責任を負わないものとします。
2. 当社が前項の規定に基づきお申込者に対して負担する損害賠償責任は、ビジ助月額会費 12 か月分相当額を上限とします。

第 14 条（カスタマー・ハラスメントの禁止）

1. お申込者は、当社に対して、スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメント基本指針（URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment/、以下「カスハラ基本指針」といいます。）に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはなりません。
2. お申込者が前項の規定に違反したときは、当社はカスハラ基本指針に従い、本件業務の対応を拒絶することができます。この場合、当社は、お申込者に対して債務不履行責任を負いません。
3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い、警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. お申込者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。
   (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと

(2) 自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと
(3) 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと

2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償しなければなりません。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができません。

第 16 条（解除、期限の利益喪失）

1. お申込者及び当社は、相手方が次の各号のいずれか 1 つ以上に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部又は一部の解除若しくは履行の一時停止をすることができるものとします。
(1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。
(2) 支払停止又は支払不能の状態におちいったとき。
(3) 金銭債務の支払いを 1 か月以上遅延したとき。
(4) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
(5) 第三者より差押え、若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
(7) 解散の決議（合併による場合を除きます。）をしたとき。
(8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
(9) 前条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。
(10) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。

2. お申込者及び当社は、相手方が前項各号以外の本契約の条項に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後 2 週間以内にこれを是正しない場合、本契約の全部又は一部の解除若しくは履行の一時停止をすることができます。

3. お申込者及び当社は、自らが第 1 項のいずれかに該当したとき、又は、前項に定める通告の受領後 2 週間以内に本契約の違反を是正しなかったときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対する債務を直ちに履行しなければなりません。

4. 本条に基づく本契約の解除は、解除権を行使した当事者による相手方への損害賠償請求を妨げません。

第 17 条（契約期間、解約違約金）

1. 本契約は、月額料金の課金開始日から 1 年を経過する日まで有効とします。

2. 本契約の契約期間の満了日の 1 か月前までに、お申込者及び当社のいずれからも相手方に対して本契約終了の意思表示をしないときは、本契約は 1 か月間同一条件にて更新されるものとし、以降も同様とします。

3. お申込者は、当社に解約届を提出することにより、解約届の提出日の翌月末日をもって、本契約を解

約することができます。

4. 当社は、本契約の 3 か月以上前にお申込者に通知することにより、本契約を中途で解約できます。

第 18 条（残存条項）

本契約における第 6 条（再委託）第 2 項、第 7 条（権利義務の譲渡禁止）、第 8 条（秘密保持）、第 9 条（お申込者情報の取扱い）、第 10 条（不可抗力）、第 12 条（免責）、第 13 条（損害賠償）、第 15 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、第 16 条（解除、期限の利益喪失）第 4 項、本条、第 19 条（準拠法）及び第 20 条（管轄裁培所）の規定は、本契約の終了後も有効に存続します。

第 19 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されます。

第 20 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

スターティア株式会社

2026 年 4 月 1 日 制定

2026 年 7 月 16 日 改訂

2026 年 12 月 27 日 改訂